

平成 19 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューカンパニー  
代表者名 代表取締役社長 山本 清文  
( J A S D A Q コード番号 : 3 0 3 3 )  
問合せ先 取締役執行役員管理部長藤井 征男  
電話番号 06-6398-0530

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 18 日の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 5 月 15 日開催予定の第 36 期定時株主総会で付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は第 36 期事業年度末日において資本金が 5 億円以上となったため、会社法第 328 条第 1 項の規定により、監査役会及び会計監査人の設置義務が生じたので、所要の規定の追加を行うものであります。
- (2) 株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とするものであります。
- (3) その他、字句の修正及び条文新設に伴う条数の繰り下げ等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 19 年 5 月 15 日 |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 19 年 5 月 15 日 |

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 当社は、本店を大阪市に<u>おく</u>。</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/><br/>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br/>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利<br/>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)<br/>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。<br/>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成<u>ならびに備え</u>置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)<br/>第13条 当社の定時株主総会は、毎<u>決算期</u>の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)<br/>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>2. 取締役社長に事故ある<u>時</u>は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 当社は、本店を大阪市に<u>置く</u>。</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/><u>(3) 監査役会</u><br/><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/>第10条 (現行どおり)<br/>(1) (現行どおり)<br/>(2) (現行どおり)<br/>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当て<u>て</u>を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)<br/>第11条 (現行どおり)<br/>2. (現行どおり)<br/>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ<u>。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成<u>並びに</u>備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取<u>り</u>扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)<br/>第13条 当社の定時株主総会は、毎<u>事業年度末</u>の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)<br/>第15条 (現行どおり)<br/>2. 取締役社長に事故ある<u>とき</u>は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>おこなう</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>おこなう</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、<u>監査役</u>及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とし、<u>監査役は、3名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役<u>及び監査役</u>は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役<u>及び監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>おこなう</u>。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと<u>し、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役を選任</u>する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を<u>選定</u>する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故ある<u>とき</u>は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2. 取締役及び監査役全員の同意がある時は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(取締役会の決議方法)</u><br/> 第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数でおこなう。</u></p> <p>(報酬等)<br/> 第27条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>これを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し<u>て</u>発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2. 取締役及び監査役全員の同意がある<u>ときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等)<br/> 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u><br/> 第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u><br/> 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u><br/> 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u><br/> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>(事業年度)<br/>第28条 当会社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第29条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。</p> <p>(中間配当)<br/>第30条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として、<u>中間配当を行</u>うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)<br/>第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)<br/>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第36条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)<br/>第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として中間配当を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)<br/>第38条 (現行どおり)</p> |